

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	マンション管理状況届出システムの外部結合について
--------	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：都市計画部住宅課）

事業の概要

事業名	マンション管理状況届出制度
担当課	住宅課
目的	マンション管理の主体である管理組合に対し、行政が積極的に関わり、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するとともに、その社会的機能を向上させることにより、良質なマンションストック及び良好な居住環境の形成並びにマンションの周辺における防災・防犯の確保を図り、もって区民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
対象者	区内にある昭和58年12月31日以前に新築されたマンション（6戸以上有する）等（以下「要届出マンション」という。）の管理組合の理事長又は区分所有者（管理組合がない場合） ※…昭和59年以降に新築されたマンションも今後対象となる予定。
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>平成31年4月1日に、東京都は、上記の目的から、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を施行し、要届出マンションを対象として、管理組合活動や修繕積立金の有無等の管理状況を届出させる「マンション管理状況届出制度」（以下「届出制度」という。）を新規事業として令和2年4月1日から開始することとした。</p> <p>同条例のうち、届出制度にかかる部分については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、東京都から区に事務が移譲されるため、区において、管理状況の届出の受理等を行うこととなった。</p> <p>届出があった都内各区市町村の情報については、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則」に基づき、東京都がLGWAN-ASP サービスとして開発した「マンション管理状況届出システム」にて一元管理することとされた。</p> <p>このため、同システムを利用した適正な業務運営が区において必要となった。</p> <p>なお、システムの利用にあたっては、LGWAN 回線を通じて届出情報の確認・登録等を行うため、東京都が委託契約を締結する LGWAN-ASP サービス提供事業者との外部結合を行う。</p> <p>2 マンション管理状況届出システムの概要 ※資料 60-1 参照</p> <p style="padding-left: 20px;">【届出者側機能】</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 届出受付（専用 Web サイトからの管理状況届出）</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 助言閲覧（受理された届出情報にもとづく区からの助言の閲覧）</p> <p style="padding-left: 20px;">【自治体側機能】</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 届出受理・確認・登録（届出の受理・内容確認）</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 届出者への助言通知（受理した届出情報にもとづく助言内容の登録）</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 経過記録の登録（届出・受理・助言等の経過記録の登録）</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 届出情報検索（マンション情報検索、届出状況・受理状況の確認）</p> <p style="padding-left: 40px;">(5) データ集計・結果抽出（届出状況集計、集計結果ダウンロード）</p> <p style="padding-left: 40px;">(6) その他（ユーザ管理、パスワード変更等）</p> <p>3 対象者数</p> <p>要届出マンションの理事長及び区分所有者 約900名</p> <p style="text-align: center;">※…個人情報の流れは、資料 60-2 参照</p>

件名 マンション管理状況届出システムの外部結合について

保有課(担当課)	住宅課
登録業務の名称	マンション管理状況届出制度
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【新宿区内にある昭和58年12月31日以前に新築されたマンション(6戸以上有する)等の管理組合の理事長又は区分所有者(管理組合がない場合)に係る情報項目】 資料60-1のとおり
結合の相手方	LGWAN-ASP サービス提供事業者(株式会社日立製作所) (プライバシーマーク及びLGWAN-ASP 接続サービス資格認証取得済) ※…AWSクラウド基盤を利用 (ISMSクラウドサービスセキュリティ認証ISO/IEC27017取得済)
結合する理由	本制度は、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則」に基づき、東京都がLGWAN-ASP サービスとして開発した「マンション管理状況届出システム」にて一元管理することとされており、マンション仮状況届出システムとの結合が必要である。 マンション管理状況届出システムは、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則に基づき、オンラインによる届出のために東京都によって開発され、LGWANを利用して民間事業者が地方公共団体に高品質の各種サービスを提供することを認めるLGWAN-ASPに登録されたシステムである。 LGWAN-ASPに登録されたシステムは、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されている。 このため、当該システムの利用に当たり、LGWAN-ASPサービス提供事業者を相手方として結合するものである。
結合の形態	パブリックネットワークとは切り離された閉域ネットワークとして構築され、地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク「LGWAN」を介し、区イントラネットシステム(情報システム課管理)と「株式会社日立製作所」が管理・運用するマンション管理状況届出システムを接続する。
結合の開始時期と期間	令和2年4月1日から(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	マンション管理状況届出システムの運用にあたり、開発元である東京都及びLGWAN-ASP サービス提供事業者に対し、以下の情報保護対策を講じることを確認した。 【運用上の対策】 1 外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」を遵守させる。 2 東京都には、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」、「東京都サイバーセキュリティ対策基準」、「東京都個人情報保護条例」及び「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守させる。 2 LGWAN-ASP サービス提供事業者には地方公共団体情報システム機構が定

	<p>める「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」及び「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」を遵守させる。</p> <p>3 東京都と連携し、LGWAN-ASP サービス提供事業者側の情報保護対策実施状況を確認するとともに、情報セキュリティインシデント発生時は、東京都を通じて迅速な情報共有及びひつような対応を行う。</p> <p>4 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <p>2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。</p> <p>3 ファイア・ウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入・改ざんやウイルス感染を防止する。</p> <p>4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。</p> <p>5 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。</p> <p>6 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワードの確認措置をとり、指定した担当職員以外の利用はできないものとする。</p> <p>7 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。また、区市町村毎に、情報へのアクセス制御を実施し、他自治体の情報へのアクセスを不可とする。</p> <p>8 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。</p> <p>9 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。</p>
--	---